

平成30年度第1回社会教育委員会議抄録

日 時： 平成30年4月17日（火） 13時30分～15時30分

場 所： 西宮市役所 東館8階 802会議室

〔出席委員〕

中 村 哲 哉	松 本 祐 子
福 田 富 士 枝	川 本 輝 子
田 中 理	森 郁 子
福 田 洋 子	伊 藤 篤
立 田 慶 裕	

〔行政出席者〕

山本 教育次長	上田 社会教育部長
佐々木 学校教育部長	石飛 社会教育部参事
中島 社会教育課長	合田 文化財課長
野田 人権教育推進課長	井上 地域学習推進課長
北 中央図書館長	中西 北口図書館長
藤綱 生涯学習推進課長	酒井 社会教育課係長
坂井 社会教育課係長	谷池 社会教育課主事
石塚 社会教育課主事	木村 社会教育課嘱託員

署名委員

_____ (印)

_____ (印)

平成30年度 第1回社会教育委員会議抄録

- 社教課長 定刻になりましたので、ただ今より平成30年度第1回社会教育委員会議を開会いたします。
正副議長が選任されるまで、社会教育課長の中島が議事を進行させていただきます。最初に、教育次長よりご挨拶を申し上げます。
- 教育次長 こんにちは。教育次長の山本です。社会教育委員の皆様におかれましては、日ごろより教育委員会関連の行政にご尽力賜りまして厚く御礼申し上げます。本日は8時半から石井新市長の初登庁式があり、そのあと幹部の局長級以上で話し合う場がありました。その中で新市長も非常に教育関係において非常に力を入れていきたいとおっしゃっていました。特に社会教育につきましても公約の中で、公立全校のコミュニティスクール化や図書館パワーアップ計画等ご支持頂いている部分もありますので、今後社会教育関連に関しては非常に重点的にやっていくと考えられます。今後、この場は委員の皆様を活発な議論をしていただきながら、重要な会議になっていくと思いますが、方向性を決めていきたいという風に考えておりますのでご協力いただきたく、今後とも、よろしく申し上げます。
- 社教課長 ありがとうございます。
本日の出席者は9名です。
今期の社会教育委員会議には6名の委員の皆様が、新しくメンバーに加わっていただいております。
新しい任期の第1回目の会議ですので、全委員の皆様簡単に自己紹介と、ご自身の活動などの経験をとおして、社会教育に期待されるものは何だと思われるかを、お一人2分程度でお願いしたいと思います。
- 委員 小学校校長会からきました。学校の立場から見ますと、地域のつながりがある方のほうが子供がうまく育っていると感じています。しかし、学校に関わっている方はいいのですが、子供が小学校におられない方のような、小学校に関わりはないが地域との関わりを求めている方が多いという現状を感じております。やりたいと思うがなかなかやれない、または行事を知らないから参加できないということで悪い流れになっていくのを防ぐために、知る機会を学校が間に入っていることをこの場でお話できればなと思っております。
- 委員 これからどんどん勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。
- 委員 地元のスポーツクラブにおいて、バレーボールを通して約30年間、子供たちと関わってきました。そして子供の笑顔が一番の基本として、練習してきました。これからスポーツを通じて、子供の居場所を作っていけたらなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。
- 委員 子ども会は、様々な子供たちとの交流の場の中で、遊びを通じて相手に対する思いやりや優しさを学ぶことができるように集う場所をたくさん提供していく団体だと思っております。その中で、未来を担う子供たちが自分のことは自分で守る、そういった生きる力を身につけていく機会を作っていけたらいいなと思っております。それが、社会教育につながるのではないかと考えております。
子ども会の人数は減ってきています。なぜ減るのかというと、保護者の方が役員になりたくないというのが最大の原因です。それで去年は約100名規模で活動されていた地区があったのですが、来年この地区が子ども会に入らないという連絡が西宮市にありました。何度か考え直してくれるように言いましたが、行事などの回覧を回すということすら面倒だと断られました。そんな状況ですから、子ども会のお世話をする人全員の育成者と呼ばれる方がおられますが、そういった方々がいないとなかなか子ども会の存続ができないので私も一番の悩みでございます。

委員 芸術文化関係で参りました。改めてこの社会教育の教育という文字から学ぶということを感じています。学ぶということは、まず知ることであり、知ることによってわかっていく。そして次のステップが大事ですが、そこに至るところを皆さんに教えてもらいたいと思っています。過去に、土日に行き場のない環境にいる子供を初めて知る経験をしました。そして私はその状況を知ってとにかく動くということをしました。その経験から聞いて知る、わかる、そこで終わるのではなく、動くというプロセスまで踏んで初めて学ぶということだとわかりました。この流れを市政でやるのか、個でやるのか、その情報の置き方についてまた皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

委員 私は現在自分の住んでいる地区において、地域の子供たちを地域全体で育てていき、またそれに関わる住民の方の生きがいを図る目的を持って様々な学習機会、イベント、行事等を通じて学校と連携しながら実施しております。一方地域では子供たちだけでなく、一人暮らしの高齢者の方も大変増えております。また近くの商店街も閉まり、気軽に立ち寄れるようなところが無くなったということで、そういった方がだんだんと孤立していくというのが地域の課題としてあります。しかし、それをただ福祉という観点だけで捉えるのではなく、それを社会教育の観点で捉えて実施していくことができないかなという考えの下で、私は今地域で活動しております。その1つに地域で集える場の「まち cafe」というものを4年前から地域で開いております。今は子供から高齢者の方まで一日約70人から80の方がいつも出入りしております。このようなことを地域にある社会教育施設でできないかというのを日々模索しております。また住民に開かれた形で社会教育施設が生かしていけないかということを考えております。

委員 公募という形で参加させていただきました。1年、5年、10年単位でそれぞれが自分の人生を責任を持って選び取れ、計画を立てることができることが大人かなと思っております。たくさん新しいことを学びながら、ゆるいつながり、ネットワークみたいなものをどういう形で実施していくのかを模索できればいいなと思っております。

委員 私の専門は子供家庭福祉、子供の発達支援や家庭の支援です。その観点からここでお役に立つことができればと思っております。

委員 今は読書教育をテーマに研究しております。また、この四月から放送大学で生涯学習を担当しております。ボーイスカウトも含めると50年以上社会教育、生涯学習に関わっておりますのでみなさんどうぞよろしくお願い致します。

社教課長 ありがとうございました。
それでは、教育委員会事務局の紹介させていただきます。

改めまして、

山本 教育次長でございます。次に

上田 社会教育部長でございます。次に

佐々木 学校教育部長でございます。次に

社会教育部参事 青少年育成・補導担当の石飛でございます。次に

合田 文化財課長でございます。次に

野田 人権教育推進課長でございます。次に

井上 地域学習推進課長でございます。次に

北 中央図書館長でございます。次に

中西 北口図書館長でございます。次に

市長事務局より出席しております、藤綱 生涯学習推進課長でございます。

本日、放課後事業課長の中尾と青少年育成課長の牧山の2名が急な用務のために欠席

しております。
続きまして、社会教育課の担当職員ですが、
係長の坂井でございます。
係長の酒井でございます。
谷池主事でございます。
石塚主事でございます。
木村嘱託職員でございます。
そして、私、社会教育課長の中島でございます。以上でございます。
よろしく申し上げます。

- 社教課長 それでは、お手元でございます次第に従いまして協議を進めてまいります。
協議事項第1号の正副議長の選任についてですが、
お手元の「資料1」の13ページにある「西宮市社会教育委員会議規則」第2条に
「議長および副議長は、会議において、委員の互選による」と定めておりますので、
皆様の中から互選により選出をお願いいたします。
はじめに、議長の選出をお願いいたします。
- 委員 議長には、前期も議長をしていただいた、学識経験者から伊藤委員をお願いしては
いかがでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 社教課長 伊藤委員のご推薦をいただきました。伊藤委員、いかがでしょうか。
- 伊藤委員 はい。
- 社教課長 よろしくをお願いいたします。
つづきまして、副議長の選出をお願いいたします。
- 委員 学識経験者であり、過去に本市の社会教育関係職員研修会の講師も務めていただき
ました、立田委員をお願いしたいと思います。
- 委員 (異議なし)
- 社教課長 立田委員のご推薦をいただきました。立田委員いかがでしょうか。
- 立田委員 はい。
- 社教課長 よろしくをお願いいたします。
それでは、お二人の委員には議長、副議長の席に移動していただきます。
改めて、議長、副議長よりご挨拶をお願いします。
- 議長 (挨拶)
- 副議長 (挨拶)
- 社教課長 今後の議事進行は伊藤議長にお願いします。
- 議長 それでは次第に従い議事を進めてまいります。今回の会議は公開となっておりますが、
事務局、傍聴者はいますか。
- 事務局 ございません。
- 議長 つぎに、協議事項第2号 関係機関への委員の派遣に移る前に、今年度は、これまで
社会教育委員をしてこられた委員の方もおられますが、初めての委員の方もおられま
すので、社会教育委員について簡単に事務局より説明をいただきたいと思ひます。
- 社教課長 「資料1」をご覧ください。
まず、法律的な位置づけというところですが(資料P.9)、社会教育法第15条にお
いて、「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」とあります。これ
に基づき、本市では「西宮市社会教育委員条例」及び「西宮市社会教育委員会議規則」
を定めております。(資料P.13)
社会教育委員の職務につきましては、社会教育法第17条に明記されています。簡単

にまとめますと、『教育委員会の諮問機関としての責務』といたしまして、「①社会教育に関する諸計画を立案する。②教育委員会に意見を述べる。③必要な研究調査を行う。」です。

また、『社会教育関係者への助言・指導』といたしまして、④青少年指導に関し、社会教育関係者等に助言と指導を行う。以上ようになっております。

具体的に、本市社会教育委員のこれまでの活動から申し上げますと、前期である第33期の委員からは、平成28年度・29年度の2年間で、「活力を維持・発展し続けていくコミュニティ形成に必要な社会教育の在り方」について、ご協議いただき、答申をいただきました。先ほどご説明申し上げました、社会教育委員の職務という点では、『教育委員会に意見を述べる』ということに関することとなります。

この他にも、意見書や答申書の作成に関して、市内の関係団体へのヒアリングや、先進市への視察、また、近畿及び県の社会教育研究大会への参加など、『必要な研究調査』をしていただいております。以上のような活動により、これまでの社会教育委員の皆さまにその役割を果たしていただいております。

このように、市民の意見を教育委員会の施策に反映させていただくということが重要であると考えております。そういう意味で、皆さまが日頃の活動を通して、感じていらっしゃる、思っていることをどんどん発言していただくことで、教育委員会で行っているさまざまな施策をよりよいものにしていきたいと考えております。平成30年度の日程がございますが、近畿・兵庫県規模での社会教育研究大会等の研修の機会には是非参加していただき、それを会議の場や地域での活動に生かしていただければと存じます。

以上で、簡単ですが、社会教育委員の説明を終わります。

- 議長 それでは、協議事項第2号 「関係機関への委員の派遣」に移らせていただきます。まず、阪神南地区社会教育委員協議会及び兵庫県社会教育委員協議会についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 阪神南地区社会教育委員協議会ですが、昨年度は芦屋市が会長市でございましたが、今年度は西宮市が会長市となります。本市からは会長及び会計を1名ずつ選任する必要があります。事務局としましては、会長を議長、会計を副議長にお願いしたいと考えております。
- 議長 今の事務局の案ですが、皆様いかがでしょうか。
- 委員 (承認)
- 伊藤議長 ありがとうございます。議長の伊藤と立田副議長が阪神南地区社会教育委員協議会の会長と会計とさせていただきます。
- 事務局 また、県社会教育委員協議会の役員につきましては、阪神南地区社会教育委員協議会の会長市であります西宮市から理事1名が選出される予定です。理事につきましては、伊藤議長にお願いしたいと考えております。
- 議長 今の事務局の案ですが、皆さまいかがでしょうか。
- 委員 (承認)
- 議長 ありがとうございます。兵庫県社会教育委員協議会につきましては、私が理事をさせていただきます。
- 議長 続きまして、西宮市人権・同和教育協議会への派遣についてです。これについて、事務局より説明をお願いします。
- 社教課長 毎年、社会教育委員会より1名の委員を派遣しております。同協議会への派遣は、各社会教育関係団体からも参加されておりますので、当社会教育委員会からは公募委員の方にお願いしたいと考えています。今年度は、福田洋子

委員にお願いしたいと考えております。

同協議会は、あらゆる人権にかかわる課題の解決のための実践と啓発に取り組みされており、参加いただく同協議会の社会教育部会は平日の午後に年 10 回程度の諸集会等が開催されます。

派遣委員など、代理が可能なものについては、皆様のご協力をお願いいたします。今の事務局の案ですが、皆様いかがでしょうか。

議長
委員
議長
委員
議長

(承認)

福田洋子委員、お引き受けいただけますでしょうか。

はい。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、西宮市人権・同和教育協議会委員には、福田洋子委員を推薦させていただくことになりました。よろしくをお願いいたします。今期の公募委員は 1 名ですので、次年度はどなたか別の委員にお願いしたいと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、報告第 1 号「平成 30 年度社会教育関係施策について」事務局より説明をお願いいたします。

社教課長

お手元の冊子『西宮教育推進の方向』をもとに、平成 30 年度社会教育施策の概要には、各課の主な取り組みを主な事業についてポイントに絞ってご説明させていただきます。しかし、その前に今年度 4 月に組織改正がありましたので、社会教育部長から説明致します。

社教部長

今年度の社会教育部の組織改正について、説明申し上げます。公民館、育成センター推進課、社会教育部参事についての 3 点でございます。

まず公民館につきましては、今回の組織改正で、「課」相当の組織である「中央公民館」を「地域学習推進課」と改めました。これは、地域における学習活動を推進する課という、業務内容をできるだけ具体的に表す名称とし、職員からも、市民からもわかりやすくしようとするものです。この「地域学習」とは、公民館活動として行われている、地域住民による地域課題解決に向けた「推進員会活動」、地域住民のグループ活動等を意味するものです。なお、教育委員会事務局の地域学習推進課が、教育機関である中央公民館を含む 24 公民館を管理するという形をとりますが、地域学習推進課長が中央公民館長を兼ね、地区公民館も従来通り嘱託職員の館長がおりますので、これまでと業務の実態は変わりません。

次に「育成センター推進課」についてですが、子供の居場所づくり事業を、平成 27 年度から 3 か年試行実施をしてきまして、29 年度は、学校や地域の意向を踏まえ、既存の取り組み等とも連携を図り、21 小学校区での実施となっております。一方、共働きの家庭が増加し、育成センターの待機児童対策が喫緊の課題となっている中で、30 年度は、留守家庭育成センターとこれまで以上に連携を図った事業展開としていくため、組織も、市長事務部局子ども支援局の育成センター課を、育成センター推進課として教育委員会との併任組織とし、社会教育部に設置しました。このことにより、全児童を対象とした子供の居場所づくり事業においても、育成センター利用希望者のニーズに一定程度対応できるような取り組みの充実を図りたいと考えています。

最後に社会教育部参事についてです。補導関係業務は、青少年補導課が所管していましたが、今回の組織改正で、同課を青少年育成課へ統合し、課内に補導チームを置くこととしました。なお、前年度の青少年補導課長は、社会教育部参事（青少年育成・補導担当）として、引続き業務を行ないます。

生涯学習の理念の推進に努める上で、社会教育の理想の振興が必要でございますので、そのために必要な体制作りに取り組んだという考えでございます。市長事務部局の生涯学習推進課とともに、社会教育と生涯学習の推進にあたりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

社教課長 まず、冊子 19 ページのはじめに社会教育とは、「学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く組織的な活動」と規定しているということで、国の今の動向等も触れたうえで、19 ページ中程でこの社会教育委員会議の平成 17 年度時の意見書について触れておりますが、そのときに西宮のまちづくりと社会教育についての意見書が出されておりました、「社会教育や生涯学習は教育委員会に任せておけばいいという認識はもう古いのではないのでしょうか。社会作り、まちづくりと結びつかない教育、生涯学習の捉え方は、この時代あまりにも狭すぎると思うのです。」という意見をいただいたことを踏まえ、18 年度には生涯学習推進担当、芸術文化課、19 年度には宮水学園事業、平成 26 年度には、スポーツ行政が教育委員会から市長事務部局の方に移管が進められてきたという経緯を今西宮市は辿っております。この 17 年度の意見書の続きというような形になり、前期の社会教育委員会では先程も申しましたが、「活力を維持、発展し続けていくコミュニティ形成に必要な社会教育の在り方」について様々な協議をしていただきました。また、これらの過去の社会教育委員会会議での答申につきましては、市のホームページにデータをあげておりますのでまたよろしければ、ご覧いただければと思います。20 ページに移りまして、基本目標を 3 点挙げております。「夢はぐくむ教育のまち西宮」が、西宮教育の基本理念と掲げており、それらのために社会教育としては、「学校・家庭・地域の密接な連携により家庭教育や青少年健全育成を支援する。2 つ目に生涯学習社会の実現に向け、市民のつながりと学習活動を支援する。3 つ目に、地域住民による地域課題解決に向け、主体的な活動を支援する。」この 3 点を基本目標にして社会教育の推進に取り組んで参りたいと考えております。それでは、今から各担当課長の方から各課の主な取組みを主な事業についてポイントに絞ってご説明させていただきます。

人推課長 冊子の 25・26 ページをご覧ください。人権問題の解決、人権教育・啓発について説明させていただきます。人権教育推進課では、市内の様々な分野における人権教育の啓発と学習の推進を行っています主なものとして、市内の各種団体・機関・個人会員からなる西宮市人権・同和教育協議会の活動の支援とともに、教育委員会と共催している西宮市人権・同和教育研究集会の充実に取り組んでいます。今年度は 11 月 11 日（日）に今津中学校のご協力を得まして、第 55 回西宮市人権・同和教育研究集会を開催します。分科会での実践報告を核とした研究討議が、多くの市民の皆様や先生方にとって、自らの人権意識・人権感覚を見つめ、互いに磨き合う機会となりますよう、今後も取り組んでいきたいと思っております。さらに、西宮ユネスコ協会の活動も支援しています。書き損じハガキ等の収集により、東南アジアの子供たちの学習を支援する「世界寺子屋運動」、教育委員会と共催している「ユネスコ世界児童画展」等の事業への支援とともに、教育・科学・文化を通じて「世界平和と人類の共通の福祉に貢献する」ことを目指すユネスコ精神の啓発に努めております。また、「人権を考える市民のつどい」、「人権フォーラム」、PTA 協議会と共催している「人権学習会」の開催など、市内の人権関連事業の充実に向け、関係部署・団体と連携して取り組んでおります。

地学推課長 27 ページから 29 ページは、公民館に関する記述でございます。タイトルは参画と協働による公民館運営の推進としております。先程、社会教育部長からも説明させていただきましたように、公民館の活動内容がよりいっそう具体的にわかるように課名も変更し、具体的に今の取組みやこれから取り組むべきことをわかるようにしております。公民館が地域市民主体の生涯学習施設ということ、また本市の方針としましては、公民館を今後とも地域活動の拠点施設として残しておくということが平成 29 年度の市議会で報告されたところなので、今後公民館でどのような活動がなされていくべきかということを明記させていただきますとともに、地域住民の皆様の参画による運営の活性化に取り組んで参ります。具体的には、27 ページの下部に 2 つと 28 ページの 3 つ記載されているところで、27 ページ

の公民館施設の整備保全ということで ア「学習環境等の向上」、イ「施設・整備の更新」で老朽化した実習室の設備更新工事、トイレの洋式化工事等が記載されていますが、こういった工事につきまして平成30年度から計画的に少しずつ取り組んでいくということが30年度予算でも位置づけられています。28ページですが、参画と協働による主催講座の実施というところで3点書かれています。アの「福祉関連学習事業」では、先程田中委員からもお話がございましたが、障害のある人の置かれている状況が書かれています。この中で、青年生活学級（知的障害者主体の学習活動）で障害者関係の社会参加ということで、教育委員会の主催事業で長年やっていることですが、全国的にかなり珍しい活動で、今、障害者の差別を解消する法律も制定されたということで、近々、4月27日に文部科学省の有識者ヒアリングで西宮市の現在の状況について聞かせてほしいと依頼があり、社会教育部長が出席予定です。宮水ジュニア事業につきましても、取り組みをより充実していければと考えております。

中図館長 次に図書館についてご説明申し上げます。30ページから32ページに記載されております。まず各種図書館について申し上げたいと思います。本市図書館は、昭和3年の旧図書館の開館以来、図書館・分室の整備を進めてまいりました。現在市内には、中央・北部・鳴尾・北口の4拠点図書館と越木岩・段上・上ヶ原・甲東園・高須・山口・若竹の7分室があり、多くの市民にご利用いただいております。本市図書館の特徴でございますが、中央図書館では、大正・昭和初期の地図や市域の古地図（こちず）、江戸・明治時代に刊行された和装本のコレクション、酒や福神（ふくじん）にまつわる図書などの貴重な郷土資料を所蔵しております。30ページにありますように、平成29年7月から、和書など郷土資料関係のデジタル化資料をホームページ「にしのみやデジタルアーカイブ」で順次公開しております。

次に、北口図書館は、阪急西宮北口駅に直結している立地条件にあわせて、平日は午前9時から午後8時まで開館しており、本市図書館の中でも最も利用者数が多く、他の3拠点館の2から6倍にあたる年間70万人を超える方が来館されております。また、市民ボランティアの協力により児童向け行事、おはなし会を毎日2回開催できていることは、全国的にも数少ない取り組みでございます。

平成29年度の貸出冊数は、市全体で年間344万冊、予約受付件数は84万件で、全国中核市の中ではトップクラスの実績を重ねております。市内に11の図書館・分室を配置していることやインターネットによる予約の簡便（かんべん）さ、ニーズを捉えた蔵書構成などにより多くの市民に利用され、市民の生涯学習を支援する大きな役割を担っているところです。

次に30年度の図書館の取り組みとしましては、「西宮教育推進の方向」の30ページから32ページに挙げておりますように、社会教育委員の皆さまにもご協力をいただき、平成27年度に策定いたしました「図書館基本的運営方針」及び「図書館事業計画」に基づき、様々な施策を進めております。特に、図書館司書の専門性を生かし、市民が日常生活を送るうえでの課題解決を支援するレファレンスサービスや資料収集、また、学校図書館との連携を深め、子供たちが読書に親しむ環境づくりを、重点施策として取り組んでおります。また、平成29年度に実施しました「図書館事業計画」の外部評価結果を反映した次期「事業計画」や「子供読書活動推進計画」の改定に取り組むとともに、改定しました各計画を推進できるよう、図書館の組織及び運営につきましても見直してまいります。

文財課長 平成30年度の文化財課の主な取り組みについて説明申し上げます。文化財課では、市内に所在する155件の指定・登録文化財、107箇所の埋蔵文化財包蔵地のほか、無数の未指定文化財も所蔵しております。また、所管する社会教育施設としては登録博物館である西宮市立郷土資料館および分館名塩和紙学習館がございます。33、34ページをご覧ください。取り組み内容は大きく2つに分けられ、「文化財の保存と活用」と「郷土資料館等の

充実」があります。1つ目の「文化財の保存と活用」では、文化財調査・研究の推進に重点を置いて取り組みます。調査・研究の主なものでは、まず西宮北口にございます高畑町遺跡から出土した農具や建具などの古墳時代の木製品の保存処理に着手します。これは非常にもろい状態の出土木製品につきまして、経年保存のための化学処理を施しながら、古墳時代の暮らしや社会の復旧に役立つ資料とするものでございます。また、平成29年度に着手した民俗芸能など、無形文化財調査の2年目として調査地域を拡大するほか、映像記録の作成に着手します。その他、重要文化財、史跡、天然記念物等に関する整備・活用・保存・管理等の各場面において市民や地域、NPO団体、専門家、専門機関等との連携を継続・強化し、地域の文化財を地域で守るという理念の下、実現に向けて各種事業を進めます。2つ目に34ページの「郷土資料館等の充実」では、取組みの重点としまして、資料の収集・保存および事業の安全な実施のため、収蔵庫の機能向上を目的とした、除湿機および移動書架等の改修事業および「名塩和紙学習館」の空調機の改修を実施します。市民との協働では、市民ボランティアとともに市内の未指定文化財の調査する西宮歴史調査団事業を核とした文化財の保護、学習機会の創出を図ります。最後に、毎年学校の夏休み期間中に実施している特別展示は、今年で第34回目となります。展示は「八十塚古墳群の時代～武庫平野における群集墳の成立と展開～」としまして、大和河内の大王を中心に各地の大豪族が併合して、大和王権の時代から律令・仏教を統治理念に天皇を中心とした中央集権の古代国家に変貌を遂げる時代の地域社会の西宮市、芦屋市、宝塚市も古墳出土資料から読み取っていただけるような内容を予定しております。その他、この4月1日に公布され、来年31年4月1日に施行される改正文化財保護法に明記された地域における文化財の総合的な保存・活用について西宮市としてどう取り組んでいくべきかについて研究を行います。以上です。

社教課長 35、36 ページの家庭の教育力の向上の部分をご覧ください。社会教育課では、家庭教育と後から出てきます教育連携に関する事業を主に行っております。家庭教育に関しましては、施策の現状と課題の部分に書いてありますが、近年、貧困家庭や一人親家庭等社会から孤立して課題を抱え、支援が必要な家庭が増えていることが懸案となっています。我々が一生懸命家庭教育に関する事業を行いましても、情報が届いていないような状況があるという認識があります。1つ目の左下部の家庭教育への支援の欄に書いてあります、昨年度から小学校や中学校の入学前の1年生になる前の入学説明会の場にお邪魔いたしまして、多くの方が集まる場で家庭教育に関する話をさせていただくというようなことで、来てもらうよりもこちらからお話するというのを始めておりまして、平成30年度につきましても少しずつ拡大していきたいと考えております。あと、今後も西宮市PTA協議会と連携しまして、単位PTA含め、保護者同士のつながり作りを進めるために、そういう場も借りて、家庭教育の啓発を進めていきたいと考えております。皆様のお手もとにございます家庭教育ニュースレターを年に2回発行しておりますのも本課でございまして、ちょうど表紙に昨年実施しました家庭教育フォーラムにつきまして記事を書かせております。伊藤議長にもパネリストに参加していただきまして、前回の社会教育委員の山添委員と小林委員にもパネリストになっていただきまして、「宮っ子へ5つのプレゼント」ということで、自尊感情をテーマにして、このようなフォーラム等も開いております。また、委員の皆様も機会がありましたら、このような場で活躍していただきたいなと考えております。また、記事の方もお読みいただけたらと思います。家庭教育のほうでは5つの実践目標を進めておりまして、冊子の後ろ部分に家庭教育5つの実践目標を書かせておりまして、この目標に絡んだコラム等も書いていただいております。また皆様にもお願いすることもあるかと思っております。よろしくお願い致します。家庭教育の関しましては以上でございます。

社教課長 次の37、38ページは放課後事業課の施策ですが、放課後事業課長が欠席ですので、私から簡単にご説明いたします。

放課後事業課では、「放課後子供教室事業」というのと「子供の居場所づくり事業」の2つの事業を行っております。「放課後子供教室事業」は、西宮市の場合は西宮市の地区の青少年愛護協議会に委託しております、それぞれの青愛協で特色ある取組みを実施していただいております。未実施の地域もございますが、できるだけ開設を働きかけ、既に実施している地域へはその拡充についてお願いして参りたいと考えております。38 ページの「子供の居場所づくり事業」ですが、これは3年前から新規に始めました事業となっております、初めは3つの小学校区で学校施設の運動場と屋内の施設の両方を開放する事業として導入したのをスタートに、毎年公民館や図書室を活用したり等、様々な形式で事業を進めております。それで先程、組織改正で話がありましたけれども、市長部局で進めております留守家庭児童育成センターでは「待機児童対策」が喫緊の課題となっており、育成センター事業と子供の居場所づくり事業をうまくマッチングさせ、子供たちのよりよい居場所づくりに繋げていけるよう連携を図った事業として、今年度更に進めていきたいと考えております。

社教部参事 青少年育成課長が欠席のため、青少年育成課につきまして、ご説明させていただきます。青少年育成課では、「体験活動の推進」、「青少年リーダーの育成」、「青少年関係団体活動への支援」、「青少年健全育成体制の充実」ということを柱に業務を行っております。39 ページをご覧ください。まず、体験活動の推進ということでは、子供達に自然体験・生活体験の機会を提供することで、主体的に行動できる人間性豊かな青少年を育成しようということで、「子供の野外体験活動事業」や「家族ふれあい事業」等を開催します。40 ページの、「青少年リーダーの育成」では、リーダーとしての育成の対象を高校生、大学生等に絞りまして、彼ら彼女らが社会に出てからも生かすことができる能力をはぐくむことを目的に活動の場、学習の機会の提供を行ってまいります。これまでは、「野外活動リーダー」という名称だったこともあり、野外活動のスキルや心構えの習得が中心になりがちでしたが、今年度より、「体験学習リーダー」と称しまして、リーダーに必要な幅広い力、具体的には課題解決能力、コミュニケーション能力などを育んでいきたいと考えております。それから、41 ページの青少年関係団体への支援につきましては、昨年までと同様、事業費等の助成や野外活動事業などの事業委託で、各団体の支援や各団体との連携を深め、コミュニティの活性化、青少年健全育成活動を促進してまいりたいと考えております。最後に、42 ページの青少年健全育成体制の充実では、小中高等学校のPTA や青少年愛護協議会、民生児童委員等の関係団体から選出いただいております、青少年補導委員による「愛の一声運動」や街頭補導活動などで青少年の健全育成、非行防止に向けた取り組みを行ってまいります。

社教課長 44 ページについてご説明いたします。信頼される学校づくりでは、教育連携協議会について「教育連携事業」を主に実施しております。先程、冒頭で中村委員の方からもお話ありましたが、学校では地域の方々の参画を得まして様々な学校・家庭・地域が連携した取組みが行われております。一番下の指標をご覧ください。これは各学校からの報告であり、市内全体では延べですが32万人を超える方々が学校に関わって、見守り活動や花壇の整理、読み聞かせ等の様々な地域の方に参画をいただいた活動ができています。施策の現状と課題のところに記載しておりますが、平成29年度の4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに社会教育法」が改正され、公立学校には学校運営協議会を設置することを努力義務とするようになり、地域学校協働活動は本部を作って取り組みなさいというようなことが法律で示されております。本市では教育連携協議会が平成22年当時からもう9年目になり、定着しております。法律で求められている学校運営協議会が類似した形になっておりますので、教育連携協議会を活かした形で学校運営協議会のほうにうまくつなげていけるようを取り組んでまいりたいと考えております。教育次長からも新市長

の公約に、コミュニティスクールを全校で実施するということが書かれている話がありましたが、このコミュニティスクールというのは学校運営協議会制度を備えた学校がコミュニティスクールというものになっており、本市の場合は教育連携協議会があり、それぞれ様々な教育連携事業の方も取組みがなされていますので、きつとうまくコミュニティスクールという形にしていけると考えております。平成 30 年度は、まずはどこかでモデル的に実施し、課題を整理しながら段階的に各学校に導入していきたいと考えております。

- 議長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご質問はございませんか。
- 議長 図書館のデジタルアーカイブにおいて、どの資料にどれだけの検索があったかということ はわかるようになっていきますか。
- 北図書館長 そのあたりまでまだ集計が取れていないです。現在は検案件数を増やしていくという方向 になっております。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員 前回の社会教育委員会議の答申の中に、公民館と学校の教育連携協議会との連携という話 が出ていたと思いますが、平成 30 年度はこのあたりについてどのような考えが ありますでしょうか。
- 地学推課長 質問にあがりました公民館と教育連携関係のことでございますが、答申をいただきました のでそのことを踏まえて、今後取り組んでいくところでございます。例えば公民館は現在 全市に 24 館あり、それぞれの地域で実施されています教育連携協議会がござい ます。公民館の地区館に嘱託職員が 2 名ずつおり、その職員が直接こちらに参加する というのがなかなか難しい勤務状況ですが、そういった方が何らかの形で、地域における各 学校に果たされているという役割は大きいものがござい ます。また本市の場合、昭和 35 年の社会教育委員会議の答申の中で各中学校校区に 1 つ公民館を設置しますという方針がござい まして、その方針に乗っ取って、現在ほぼ各中学校に 1 つ公民館を設置して います。こういった過去の経緯も踏まえまして、様々な取り組みをして参りたいと 考えております。
- 社教課長 教育連携協議会の中で地域学校協働活動推進員というコーディネーターが できるような方を、今後、各教育連携協議会の中で決めていただきたい件について、昨年ぐら いから学校長に訪問した際に、どなたか今後推薦していただきたいということを じわじわ言っております。そういう方が学校と公民館や地域活動をつなげて いただける方を要請できたら ないと考えております。
- 委員 ありがとうございます。
- 委員 家庭の教育力の向上というところで、様々な活動をしていただいたり、PTA の協力、講座、 親子の関わりがあったり、そういった活動に来られる方はそれなりの教育力がある と思われ、その充実がイメージできるのですが、来られない方は他の親や地域と 上手に関われないと思うのですが、そういった方々に対してどのような取組みが できるか何か考えて いらっしゃるでしょうか。
- 社教課長 質問していただいたとおり、本当にいつもそれが課題で、講座をしても とても熱心な方は いらっしゃるのですが、一番来てほしい方に来ていただけていないところが ござい ます。そのことについて「家庭教育振興市民会議」という、市民の方も参加される 会議を開いて おり、そこでも昨年、一昨年はそういう観点から話し合いをしていただいている ところで ござい ます。なかなかこれといった解決策がないまま、ただ福祉部局とはますます 連携して いかなければならないなということで、そういう担当部局の課長等も参加して いただ いているところです。先程も少し申しましたが、入学説明会や他の絶対来るよ うな学校行事 等に出かけていき、抵抗無くついでに聞いてみるというような形でも参加して いただ けるような機会を少しでも広げていきたいと考えて おります。
- 委員 他にもいいアイデアがありましたら、いただければと本当に切に思っております。
- 委員 平成 28 年に滋賀県大津市で開催された、「近畿地区社会教育研究大会」に参加 しました。分科会の発表では、家庭教育講座を開催しても待ってるのではな かなかだめだということ

で、こちらから商業施設等に行き、様々な方が講座をするから来てくださいと、地域の商業施設の中でコーナーを1つ頂いて講座をするということをしたそうです。その時に、その方たちが、どのようにして商業施設にコーナーをいただけたのかを聞いたら、その方はその商業施設に2年ほど勤められたそうです。そして、自分が勤めて私がこういうことをやっているのこの商業施設の中にやっと1つコーナーを頂き、そこに来られる人に対して、悩み相談等をするということを知ったので、参考にさせていただければ幸いです。

社教課長 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

他に何か報告等はありませんでしょうか。

委員 私がいる小学校の子ども会は非常に充実しており、学校に行きづらい不登校の子がいても、その保護者の方と主任児童員さんがたまたまつながって話ができて、また子供が来てくれるといった話がありました。こういったつながりが生まれたいいなと考えております。

議長 ありがとうございます。

今後も、皆様のそれぞれの立場から、社会教育に対しての活発なご意見をいただき、よりよい社会教育施策につながる会議を進めていきたいと思っております。

次に、社会教育課よりお願いします。

社教課長 今後の会議の進め方について、簡単にご説明をさせていただきます。

今期は、新しい委員も半分ほど加わっておられ、この建物の会議室の使用も制限があり、実際の現場を見ていただくためにも、市内の社会教育施設である図書館や公民館などで社会教育委員会会議を開催することなども考えております。

また、今期のテーマについて、「資料2」を元に簡単にご説明いたします。文部科学省からは、「第3期教育振興基本計画」の答申がこの3月に提出されました。3ページに答申の概要がございます。そこには、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」などが示されています。また、現在、生涯学習推進計画を市長事務局で改訂中でございます。文教住宅都市西宮市にふさわしい生涯学習のあり方は何か、住民による地域課題解決が期待されている中、社会教育も深く関わっていく必要があると考えております。このことから、今期2年間では「今後の生涯学習の推進と社会教育の在り方」をテーマに審議を進めていきたいと考えております。2年間の審議スケジュール(案)としては、「資料3」の流れを考えております。具体的には、次回以降の会議でとなりますが、皆さまから活発なご意見をいただき、本市の社会教育施策等に反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、今後の日程について事務局からご説明をお願いします。

事務局 お手元でございます「平成30年度社会教育委員関係日程」をご覧ください。

西宮市の社会教育委員会会議の今後の開催日程は、5月15日、7月10日、8月21日、10月16日、11月20日、1月22日を予定しております。

時間は13時30分から15時30分まで、会場は市役所東館の会議室です。

阪神南地区社会教育委員協議会、兵庫県社会教育委員協議会、近畿地区研究大会等の日程につきましては、「平成30年度社会教育委員関係日程」のとおりです。また、近畿地区大会では、本市が分科会の発表市となっており、昨年度の兵庫県社会教育研究大会での発表内容を、川本委員に再度、発表をしていただく予定です。

それぞれ日程が近づいてまいりましたら、ご出席のご案内をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回、第2回の会議は、30分ほど会議をした後に、1時間半ほど外部の講師による研修会を行う予定です。研修会につきましては、お配りしております平成30

年度社会教育関係職員等研修会次第（案）のとおりです。

講師の赤尾勝己先生は、関西大学文学部教授で、平成22年度から25年度まで本市の社会教育委員会議議長を務められました。現在は、「吹田市青少年問題協議会会長」も務められ、生涯学習論、学習社会学がご専門です。今後の審議内容の参考にしていただき、また社会教育全体像を通して、知識や意識を深める機会になればと思います。

議長

他に、ご意見がないようでしたら、本日の議事は終了させていただきます。
それでは、これもちまして社会教育委員会議を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

以 上